

都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外
貯蔵タンクを設置する場合の取扱いについて

去る昭和51年3月、危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）の一部改正において防油堤等に関する技術上の基準の強化を図り、また、同年6月、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）及び規則の一部改正において保安距離、保有空地等に関する技術上の基準の強化を図ったところであるが、改正後の政令又は規則の施行の際、現に消防法（以下「法」という。）第11条第1項の規定による許可を受けた屋外タンク貯蔵所（以下「既設の屋外タンク貯蔵所」という。）について法第12条の6の規定による用途廃止をした後に当該用途廃止に係る屋外貯蔵タンクの設置位置に、改正後の政令又は規則の施行日以降において法第11条第1項の規定による許可を受ける屋外タンク貯蔵所（以下「新設の屋外タンク貯蔵所」という。）の屋外貯蔵タンクを設置する場合における当該新設の屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る運用上の基準を下記のとおり定めたので、危険物行政運用上遺憾のないよう御留意願いたい。

なお、管下市町村に対してもその旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

設置許可に係る新設の屋外タンク貯蔵所が次の各号に適合する場合は、政令第11条第1項第2号及び第15号（規則第22条第2項第4号から第8号まで及び第11号の規定に係るものに限る。）の規定について、政令第23条の規定を適用し、既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新設の屋外貯蔵タンクを設置することができるものとする。

- 1 新設の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、たて及び横の長さをいう。この号において同じ。）及び高さが既設の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下のものであること。
- 2 新設の屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵する危険物が既設の屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵していた危険物の引火点以上の引火点を有するものであること。
- 3 新設の屋外貯蔵タンクには、冷却用散水設備（昭和51年1月16日付け、都道府県

知事あて消防庁次長通達「屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に関する運用指針」別添第1の「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」に示すものとする。) を設けるものであること。ただし、引火点が70℃以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクにあつては、延焼防止上有効な放水銃等を設けることができるものであること。

- 4 新設の屋外貯蔵タンクの位置が改正前の政令第11条第2号の規定に適合するものであること。